



# 脱退パワハラ訴訟控訴審 判決が出される!

# 控訴棄却 一審判決を維持

## 弁護士からの見解

- 一審判決で認められた不当労働行為の認定については変わらない
- 会社による関与は証拠が不十分として認められなかった。しかし、各職場で脱退勧奨が行われた可能性は高いと認められている
- 不当労働行為を証明するためには証拠が何よりも重要

18春闘から繰り返される JR 東日本会社での  
脱退強要・パワハラ・人権侵害などのあらゆる企業犯罪を許さない!